

(14) 福祉用具専門相談員指定講習会について

福祉用具専門相談員指定講習会の指定を受けていたベテル医療福祉専門学院（大阪府所在）について、今般、次の理由により、厚生労働大臣指定を平成14年1月31日付けで取り消したところである。

ア 講師本人の承諾を得ることなく、その氏名及び履歴の記載された書類を申請書に無断で添付するという不正の手続きにより講習会の指定を受けたこと。

イ 指定講習会の実施にあたり、一定の法定資格者や訪問介護員養成研修（1級及び2級課程）修了者について、独断で講習課程の一部免除を行っていたこと。

福祉用具専門相談員指定講習会は、厚生労働省において指定事務を行っているところであるが、指定福祉用具貸与事業者に関する指導監督や、訪問介護員養成研修事業者に関する指導監督の際に、福祉用具専門相談員指定講習会に関する不正等の情報があつた場合には、老健局振興課まで情報提供をお願いしたい。